(8)　The same with the Notice above (No. 1).
(9)　Contact point for the notice : Keisuke Kanebako Procurement Section, Accounting Division, Kanto-Shinetsu Regional Taxation Bureau, 1―1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi, Saitama-ken 330―9719 Japan. TEL 048―600―3111 ex. 2141

○第３号

1　調達内容
(1)　品目分類番号　57
(2)　購入等件名及び予定数量
　小型及び大型荷物の配達業務　一式
(3)　調達件名の特質等　入札説明書による。
(4)　履行期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
(5)　履行場所　入札説明書による。
(6)　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1)、(2)、(4)、(5)は、第１号の２(1)、(2)、(4)、(5)に同じ。
(3)　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
3　入札書の提出場所等
(1)は、第１号の３(1)に同じ。
(2)　入札説明の日時及び場所　平成25年12月12日から平成26年２月４日まで　関東信越国税局26階会計課で随時（午前９時00分から午前12時00分、午後１時から午後５時00分）行う。
(3)　入札書の受領期限　平成26年２月10日午後５時00分（送付による場合は必着のこと。）
(4)　開札の日時及び場所　平成26年２月12日午前10時30分　関東信越国税局20階入札室
4　電子入札システムの利用
　本調達は、財務省電子入札システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。
　ただし、紙による入札書等の提出も可とする。
5　その他
(1)から(4)、(6)、(7)は、第１号の４(1)から(4)、(6)、(7)に同じ。
(5)は、第２号の４(5)に同じ。
6　Summary (No. 3)
(1)　The same with the Notice above (No. 1).
(2)　Classification of the services to be procured : 57
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Delivery business of small package and large package, 1 set.
(4)　Fulfillment period : From 1 April 2014 through 31 March 2015.
(5)　Fulfillment place : Refer to the Tender explanation.
(6)①, ②, ④, ⑤　The same with the Notice above (No. 1).
③　Have Grade A, B or C in offer of services etc. in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in the Kanto-Koshinetsu area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
(7)　Time limit for tender : 17 : 00　10 February 2014.
(8)　The same with the Notice above (No. 1).
(9)　The same with the Notice above (No. 1).

○第４号

1　調達内容
(1)　品目分類番号　71、27
(2)　購入等件名　データ入力委託業務
(3)　調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4)　履行期間　入札説明書による。
(5)　履行場所　入札説明書による。
(6)　入札方法　入札は、委託帳票を適宜のグループに分け、各グループ毎に順次行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1)、(2)、(4)、(5)は、第１号の２(1)、(2)、(4)、(5)に同じ。(3)は、第３号の２(3)に同じ。
3　入札書の提出場所等
(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒330―9719 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越国税局総務部会計課経費第一係　荒良和　電話048―600―3111　内線2123
(2)　入札説明の日時及び場所　平成26年１月20日（第１回　午前10時30分、第２回　午後２時00分）　関東信越国税局20階入札室
(3)　入札書の受領期限　平成26年２月４日午後５時00分（送付による場合は必着のこと。）
　ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
(4)　開札の日時及び場所　平成26年２月５日午前10時30分　関東信越国税局20階入札室
4　その他
(1)から(4)、(6)、(7)は、第１号の４(1)から(4)、(6)、(7)に同じ。
(5)は、第２号の４(5)に同じ。
5　Summary (No. 4)
(1)　The same with the Notice above (No. 1).
(2)　Classification of the services to be procured : 71, 27
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Data entry.
(4)　Fulfillment period : Refer to the Tender explanation.
(5)　Fulfillment place : Refer to the Tender explanation.
(6)①, ②, ④, ⑤　The same with the Notice above (No. 1).
③　The same with the Notice above (No. 3).
(7)　Time limit for tender : 17 : 00　4 February 2014.
(8)　The same with the Notice above (No. 1).
(9)　Contact point for the notice : Yoshikazu Ara Procurement Section, Accounting Division, Kanto-Shinetsu Regional Taxation Bureau, 1―1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi, Saitama-ken 330―9719 Japan. TEL 048―600―3111 ex. 2123

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月11日
　支出負担行為担当官
　　東京国税局総務部次長　芳賀　清喜
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容
(1)　品目分類番号　26
(2)　購入等件名及び数量　電気の調達　一式
(3)　購入等物品の特質等　入札説明書による。
(4)　使用期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間。
(5)　需要場所　入札説明書による。
(6)　入札方法　入札金額は、入札者において設定する契約電力に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、１円未満の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。